

七北田川水系河川整備学識者懇談会開催要綱

(目的)

第1 七北田川水系の河川整備計画の見直しについて、広く有識者からの意見聴取を行うため、七北田川水系河川整備学識者懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2 懇談会は七北田川水系河川整備計画に関して、意見聴取を行うものとする。

(構成)

第3 懇談会は、知事が別に定める者（以下「構成員」という。）の出席をもって開催する。

(座長)

第4 懇談会に座長及び副座長を置き、構成員の互選によって定める。
2 座長は、会議の進行を行う。
3 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第5 懇談会は、知事が招集する。
2 知事は、必要があると認めるときは、懇談会に構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6 懇談会の庶務は、宮城県土木部河川課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年6月10日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。